東淀川区安全・安心なまちづくりに関する協定書

大阪市東淀川区役所(以下「甲」という。)、大阪府東淀川警察署(以下「乙」という。)、大阪市東淀川消防署(以下「丙」という。)は、相互の連携を強化し、東淀川区における安全・安心なまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互の協力体制を確立したうえで、連携・協働して子ども や女性、高齢者をはじめとする区民に不安を抱かせる犯罪被害を防止し、各種災害被害に対応 することにより、区民が安全に安心して暮らすことができる「安全・安心なまちづくり」の実 現を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
 - (1) 特殊詐欺の被害防止に関すること
 - (2) 子ども・女性の安全に関すること
 - (3) 犯罪被害防止・交通事故抑止に関すること
 - (4) 防火・防災、各種災害対応に関すること
 - (5) 通常業務を通じた「ながら見守り活動」に関すること
 - (6) 通学路等の公共空間における防犯・交通・防災に関すること
 - (7) 各種学校・幼稚(保育) 園等における安全対策に関すること
 - (8) その他安全・安心なまちづくりに関すること

(情報提供等)

第3条 甲、乙及び丙は、必要に応じて相互に情報提供や調整を行うものとする。

(機密の保持)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の運用に際して知り得た情報は、大阪府及び大阪市の個人情報保護に関する条例その他関係法令に基づき、適正に管理を行う。

(更新)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれかから、更新を希望しない意思が書面で通知されない限り、本協定は同一条件にて1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(本協定に定めのない事項について)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年7月1日

甲 大阪市東淀川区長

西山忠邦

乙 大阪府東淀川警察署長

川畑慶和

丙 大阪市東淀川消防署長

北口正